

高齢者ヘルメット着用促進モニター事業実施要領

1 趣旨

愛知県の交通事故死傷者数のうち、自転車乗車中の事故による割合は、増加傾向にあり、2022年には全死傷者数の2割以上を占めている。

また、2022年中の自転車事故による死者全員がヘルメット未着用であり、65歳以上の高齢者が約6割を占めていることから、高齢者のヘルメット着用促進が重要である。

このため、愛知県内に在住する高齢者からモニターを選任し、自転車利用時にヘルメットを着用していただくことで、高齢者のヘルメット着用意識の波及を図るとともに、ヘルメット着用等にかかるアンケート調査を実施することで、今後の自転車ヘルメット着用促進施策への改善につなげていく。

2 事業の内容

(1) モニター人数 100名

◎地域ごとのモニター内訳人数

地域名	人数	対象市町村
尾張地方(名古屋)	30名	名古屋市
尾張地方(尾張)	25名	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
尾張地方(海部)	5名	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張地方(知多)	10名	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
三河地方(西三河)	20名	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
三河地方(東三河)	10名	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

(2) 活動内容

ア 自転車乗車時におけるヘルメットの率先着用

イ 県が作成するアンケートへの回答

ウ ヘルメット着用促進啓発動画出演への協力

(3) 事業期間

2023年9月1日(金)から2024年2月29日(木)まで

(4) 支給品

ヘルメット(1名につき1個)

ヘルメットの購入及び郵送に係る経費は愛知県が負担する。

3 モニター条件

「高齢者ヘルメット着用促進モニター」は、次の(1)～(4)のすべての条件を満たすものとする。

(1) 65歳以上(2023年9月1日時点)であること。

(2) 愛知県内に居住地があること。

(3) 週に3回以上は自転車を利用し、自転車乗車用ヘルメットを持っていないこと。

(4) 2(2)の活動内容を確実に実施できること。

4 申込について

(1) 申込方法

3のモニター条件を全て満たし、ヘルメット着用モニターを希望する者は、「高齢者ヘルメット着用促進モニター事業応募申込書」とヘルメット着用モニターご本人の住所、氏名、生年月日が記載された免許証・健康保険証等の写しを主催者に提出するものとする。(郵送・メール・ファクシミリ。)

(2) 申込期間

2023年5月18日(木)から6月30日(金)【必着】までとする。

ただし、地域ごとに予定人数に達した時点で終了とする。

また、申込状況については、県webページにおいて、掲載する。

県webページ: <https://www.pref.aichi.jp/press-release/helmoni2023.html>

(3) 選考とモニター委嘱

地域ごとに、申込受付日順(郵送の場合は、県への到着日をもって受付日とする。)で「3モニター条件」を満たしているか審査(ただし、同日の申込により、予定人数を上回った場合は、抽選により決定)し、県がヘルメット着用促進モニターを委嘱する。

モニターとして決定した方には、2023年8月下旬までに、通知する。

(4) その他

ア 応募等に係る経費(郵送費等)は、応募者が負担することとする。

イ 記載漏れなど不完全な応募申込書による応募は原則として無効とする。

5 アンケート調査について

(1) アンケートの送付時期

2024年1月下旬頃

(2) アンケートの返送期限

2024年2月29日(木)【必着】

(3) その他

アンケート送付に係る郵送費は愛知県が負担する。また、送付時に返信用封筒を同封する。

6 ヘルメット着用促進啓発動画出演について

(1) 概要

ヘルメット着用促進モニターとして選任したものから、複数名以上に別途依頼の上、ヘルメット着用促進啓発動画を撮影する。

(2) 啓発動画の内容

啓発動画は、愛知県からのインタビュー形式を予定しているが、愛知県とモニターが調整の上、別の形式とすることも可とする。

(3) 啓発動画の活用について

啓発動画は、愛知県のホームページで公開する他、愛知県が実施する交通安全イベント・キャンペーン等で活用させていただく予定である。

(4) 啓発動画の著作権について

啓発動画の著作権は愛知県に帰属する。

7 その他

(1) ヘルメットは、愛知県からモニターへ譲渡する。

(2) ヘルメットは、別添チラシA及びチラシBから好きなデザインを選択できる。

(3) ヘルメットの種類・サイズ・色等について、愛知県による応募申込書受理後は変更できない。

この要項は、令和5年5月18日から施行する。